

データ・ケーキベーカー株式会社

重要

このソフトウェア・プロダクトをご利用されるお客様は、利用される前に良くお読みください。

この文書はソフトウェア・プロダクト商品名:「連環分析スタンダード」(DCB-AS2)の利用許諾契約書です。

お客様向けソフトウェア・プロダクト利用許諾契約書

法人または個人のお客様(以下「甲」)とデータ・ケーキベーカー株式会社(以下「乙」)とは、乙が許諾権を有するソフトウェア・プロダクトと付随するサービス(以下「DecProduct」)について、以下の条項に基づきお客様向けソフトウェア・プロダクト利用許諾契約書(以下「本契約」)と、これに付随する付随許諾契約書(以下「付随契約」)が一体を成してDecProductのライセンス許諾に関する条項を定めることに合意するものとします。

第1条. ライセンスの許諾

1. 乙は、甲が指定し乙に登録した1人のユーザに対して、ユーザIDを発行し付随契約にて定められる利用環境(以下「環境」)において、当該ユーザが管理運営する2台のPCに対しDecProductを使用する、譲渡不能でかつ非独占的な「ユーザ用ライセンス」を許諾します。
2. 甲が3台以上のPCでDecProductを利用する場合は、甲がすでにユーザIDを持ったユーザがプロジェクト・リーダー(以下P.L)として指定し、指定されたP.Lが本契約の各事項をプロジェクト・メンバー(以下P.M)に遵守させる条件の下で、P.MがオペレーションするPCに限って、付随契約に記載の優遇条件で、利用することができる「プロジェクト用ライセンス」を許諾します。
3. ユーザまたはP.Lは、付随契約に記載の範囲で、P.Lが管理運営するPCのMACアドレスを乙に通知し、乙よりライセンスキーを受領し、ユーザIDをユーザまたはP.Lを含むP.Mの共通のメールアドレスとし、DecProductを利用することができます。
4. ユーザまたはP.Lは、管理運用するPCについて責任をもってDecProductのインストール、アップグレード、サポート、および乙が甲に連絡する情報のアクセス、乙からの指示に従う調整事項をP.Mを代表して担当するものとします。乙から甲への連絡手段としては、第6条に説明する自動通信機能を使用する場合があります。
5. 甲は次の事項を禁止されています。(1) 上記の条項をDecProductを第三者に委任すること、(2) 変更、翻訳、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル(この制約が法律で明示的に禁止されている範囲を除く)、(3)DecProductを本契約以外の目的でコピーすること、(4) 譲渡またはその他の方法でDecProductの権利または、管理運用義務を移転すること、(5) DecProductの所有権および著作権表示およびラベルをモデファイまたは削除すること。以上のような禁止事項を行った場合は、直ちにDecProductのライセンスは終了します。
6. 甲は、著作権およびその他の知的所有権に関して適用される制約を含む、DecProductを使用することに適用されるすべての法律を遵守する場合に限り、DecProductを使用することを同意するものとします。
7. ライセンスが終了した場合、もしくはDecProductへのアクセスが認められなくなった場合、甲は、当該DecProductを回収、削除および破棄することに同意するものとします。

第2条. 権限

1. DecProductの権限、所有権、権利、知的所有権は、出典のクレジットの表記または注記がある場合を除き、乙とその供給者のいずれかまたは両者が保持します。DecProductは日本の著作権法および国際著作権条約で保護されています。DecProductを介してアクセスしたコンテンツの権限、所有権、知的所有権は、該当するコンテンツ所有者が保持し、適用される著作権またはその他の法律で保護されています。本契約は、このようなコンテンツに関する権限を付与するものではありません。
- 2) 乙は、本契約の条項、価格、コンテンツ、またはDecProductの内容を変更することができます。乙が本契約又はDecProductを変更する場合、甲は直ちに乙に連絡しDecProductを解約することができます。乙は甲に通知した上で、本契約およびすべてのDecProductについていつでも終了することができます。乙の責によってDecProductが機能が停止した場合、カバーする期間についての計算は、乙の裁量によるものとします。乙は電子メールまたはWebサイトに変更情報を公開することによって通知するものとします。
- 3) 本契約は、甲がここに示した条項に従わない場合には自動的に解約されます。このような終了について、乙からの係る情報の通知は必要ないものとします。本契約が解約された場合、甲の理由又は乙の理由にかかわらず、

甲は DcbProduct の利用をただちに中止する必要があります。何らかの料金の支払い義務が甲にある場合、その義務は本契約が終了しても消滅することはありません。

第 3 条. 書き込みに関する著作権

1. DcbProduct を利用した乙の管理するサイトへの甲の書き込みについて、以下に関係する事項は、乙の判断で削除することがあります：個人や組織に対するプライバシーや尊厳・信頼を毀損する事項、罵詈雑言や読者を不快に陥れる厳しい表現、偏った政治や宗教や誤った内容を持った事項、犯罪推奨や第三者の著作物を無断借用等法令に抵触する事項、また乙と関係のない事項または乙と関係の無い甲の営業用の書き込み、もしくはまたは投稿字数および記載記号の制限を無視した書き込み。

2. 上記の規定に関わらず、甲の書き込みの内容に関し、乙は一切免責されるものとします。

3. 書き込み投稿の再利用について

1) ここでの書き込みは再編集の上、利用させていただくことがあります。書き込まれた文章や投稿は、甲が下記の条件にて利用することを許諾したものとみなします。(著作権法第 63 条による利用許諾)。甲が乙に書き込みや投稿を再使用してほしくない場合は書き込みや投稿を控えて下さい。

2) 再利用の範囲は、DcbProduct の宣伝、PR、啓蒙、教育、プロモーションで、当サイトや Q&A コーナー、本文、書籍、講演会の資料、各種の媒体とします。

3) 上記の目的のため、書き込みの改変、編集、読者などの便宜を図るため、テキストを編集することがあります。

4) 甲が自らの書き込みを再使用したい場合は、ご自分の書き込みと引用される DcbProduct の記事は、クレジットを入れて頂いた上で、ご自由に使用頂けます。それ以外の他人の書き込み部分については著作権法上の例外を除き、書き込んだ人の著作物ですので無断利用はできません。

第 4 条. 契約手続き、期間および使用料

1. 申込みの手続き (ユーザ用ライセンス)

1) 有償版の Web サイトからの申し込みの手続き

甲は乙の Web サイトで本契約を読んで確認し、「承認」をクリックを押して承認してご注文をして頂きます。乙は、甲に受付け確認のメールをお送りします。

乙は、甲にユーザ ID とライセンスキーおよびダウンロード用 URL と、請求書をお送りします。甲は、DcbProduct をダウンロードし、動作を確認してから、請求書記載の期日までに、乙が指定する銀行口座に料金をお振込頂きます。乙が甲のダウンロードを確認後、乙はライセンスを認証し、ライセンスの有効期間設定の通知を甲にお届けします。入金が所定の期日を過ぎても確認できない場合は、ライセンスを停止することがあります。料金およびライセンス有効期間は、付属契約書に示された条項とします。

2) 有償版の文書による申し込み手続 (ユーザ用ライセンス)

(1) 甲は、文書、PDF、FAX 等による見積依頼、発注が可能です。この場合も、甲は乙の Web サイトで本契約を読んで確認し、「承認」をクリックを押して承認し、見積や申込書をダウンロードして頂き、書類または pdf. にてご注文書を御送り下さい。

(2) 乙は、甲にユーザ ID とライセンスキーおよびダウンロード用 URL と、請求書をお送りします。甲は、DcbProduct をダウンロードし、動作を確認してから乙にその由ご連絡下さい。

(3) 甲は請求書記載の期日までに、乙が指定する銀行口座に料金をお振込頂きます。乙が甲のダウンロードを確認後、乙はライセンスを認証し、ライセンスの有効期間設定の通知を甲にお届けします。入金が所定の期日を過ぎても確認できない場合は、ライセンスを停止することがあります。料金およびライセンス有効期間は、付属契約書に示された条項とします。

3) 有償版のアマゾンからご購入される場合 (ユーザ用ライセンス)

(1) 乙は、アマゾンからの受注連絡を受け、甲に対し、受付け確認と、ユーザ ID とライセンスキーおよびダウンロード用 URL をお届けします。また、甲に対し、乙からの起動確認の連絡を頂き、確認できた時点で、乙はアマゾンに対し、出荷完了の通知をします。

(2) アマゾンは、その時点から、決済処理を行います。ライセンスの有効期限は、起動確認時点をもって起算します。

4) 無償トライアル版または会員サービスの申し込み手続

(1) 無償トライアル版または会員サービスの申込手続きは、乙のサイトから受け付け、甲は乙の Web サイトで本

契約を読んで確認し、「承認」をクリックを押して承認して申し込みをして頂きます。乙は、甲に受付け確認のメールをお送りします。

(2) 無償版のお申込の方には ID とライセンスキーおよびダウンロード用 URL をお送りしますが、DcbProduct については、ライセンス料は不要です。ただし、無償版の DcbProduct を利用してデータを処理しドキュメントを作成した場合は、そのどこかに、“Powered by DCB Analysis”、または“Powered by 連環データ分析”と表示するものとします。

2. 契約期間（ユーザ用ライセンス）

1) 本契約は、乙の Web サイトにおいて甲が本契約の付属契約に規定された DcbProduct を利用するために本契約を読み「承諾」をクリックするか、または甲が乙に対し発注書等で申込手続き等をするか、アマゾンに発注するか、以上いずれかの時点で、本契約の内容を理解して、その条項に従うことに同意したものとみなされ、本契約が開始されます。

2) 甲が本契約の各条項に違反した場合または本契約に基づき支払うべき代金を支払わない場合、乙は契約を終了し、ライセンスの利用期間を終了することができ、この停止に起因する損害は一切責任を負わないものとします。

3) 本契約が終了するか、ライセンスの有効期間が終了すると同時に本契約は終了します。

4) 有償版のライセンスの有効期間

ライセンス有効期間は、甲のダウンロードの時点をもって計算を開始し、本契約が継続しかつ付属契約に記載されたライセンスの有効期間が経過した時点までの期間とします。

5) 会員サービスまたは無償版のライセンスの有効期間は、本契約が開始された時から始まり、本契約が継続しかつ付属契約に記載されたライセンスの有効期間が継続するまでとします。乙は乙の都合で、事前の情報提供が無くまたライセンスの有効期間に満たなくても打ち切る場合があります。打ち切りを含め本契約を変更する場合には、書面による通知を行うことがあります。通知には、第 6 条の通信機能を使用する場合も含まれます。

3. 更新手続き、継続優遇（ユーザ用ライセンス）

1) 通常契約期間終了以前より、乙より「契約更新のご案内」を出すことがあります。記載内容をご確認頂き、更新分の使用料をお支払い頂きますと、継続してご利用が可能となります。この更新手続きは、甲がライセンス使用料を乙に支払い、乙がこれを確認して受領し、新しい有効期間をお届けして完了します。

2) 契約が切れる前に契約更新をされる場合は、別途付随契約に記載の優遇プログラムで割引料金が適用されるか、条件に付いて別途ご登録頂きましたメールアドレスに通知する場合があります。

4. 「プロジェクト用ライセンス」の手続き、期間、利用料

1) 甲は、本契約に基づく DcbProduct のライセンスについて、P.L が管理運営が可能で利用可能な PC の台数および有効期間について、付属契約に記載の条件で、P.M に対し DcbProduct を利用させることができます。

2) 申込みの手続き（プロジェクト用ライセンスは、Web やアマゾンからのお申込みは受付ておりません）

(1) 甲は、メールもしくは文書もしくは FAX にて、P.L のご契約の期間切れとなる 1 ヶ月以前までに、お申込みください。（期限切れ 1 ヶ月を切ると、手続きの関係で、ライセンス権の空白期間が生まれてしまう可能性があります。）

(2) 乙は、甲に受付け確認のメールをお送りしますので、折り返し該当する P.M が使う PC の MAC アドレスをメールでご連絡下さい。

(3) 乙は、甲にユーザにメールで①ライセンスの有効期間のご連絡、②イニシャルキット用 ZIP ファイルの扱い方説明、③請求書、および④イニシャルキット用 ZIP ファイルの URL を御送りします。イニシャルキット用 ZIP ファイルには、ライセンスキー、DcbProduct のダウンロード用 URL、および DcbProduct の簡単な取り扱い説明書が含まれております。甲は、イニシャルキット用 ZIP ファイルを開き DcbProduct をダウンロードし、動作を確認してから乙にその由ご連絡下さい。

(4) 甲は請求書記載の期日までに、乙が指定する銀行口座に料金をお振込み下さい。

入金が所定の期日を過ぎても確認できない場合は、ライセンスを停止することがあります。

(5) プロジェクトライセンスの有効期間は、付属契約書に示された条項とします。

5. ライセンス料

ライセンスの料金は、付属契約に定めるものとします。

6. 本条の規定に関わらず、本契約第1条3.項、5.項、第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第9条は、契約の終了後も継続するものとします

第5条. 保証と責任

1. 限定保証

1) 乙は、甲が DcbProduct の利用のためのライセンスキーを発行した日から 60 日間に限り、通常の通信ネットワークおよびインターネットやサーバに関する機能が正常に働いている場合に限り、操作説明書や付属契約書に記載された環境において、操作説明書に記載された機能が実質的に実行されることを保証します。ただし 乙は、甲が中断なく DcbProduct を使用できること、および DcbProduct の動作にエラーがなく安定して機能することを保証するものではありません。また、甲が適切に通信環境および環境を設定した場合で不具合が生じた場合、その状況につきを合理的な範囲で、最大の努力をもって乙に説明することを前提とします。甲は自己の入力データおよび出力データの正確性の検証を実行する責任を負うものとします。

2) 乙およびその供給者は、適用される法律が許容する最大限まで、明示、黙示を問わず、DcbProduct の商品性と特定の目的への適合性の黙示的保証を含む、本条 2. 1) 項以外のすべての保証を放棄します。保証期間中に甲により DcbProduct に変更が加えられた場合、甲により不適切な状態で使用した場合、または甲が本契約の条項に違反した場合は、この保証はただちに効力を失います。DcbProduct が、操作説明書に記載されているとおりの使用目的で設計されているソフトウェア・プロダクトを含むハードウェアおよびソフトウェア・プロダクトの変更されたバージョンとともに使用される場合、本条の限定保証は適用されません。

3) 乙が設定している通常のエクセルの機能に新たな機能のルーチンを追加した場合、もしくはエクセルのバージョン変更に伴って発生する不具合の場合は、本条の限定保証は免除されます。

4) 乙が設定している JAVA のバージョンは、付属契約に記載のバージョンとし、そのバージョンの変更による不具合は、本条の限定保証は免除されます。

2. 責任の制限

1) 乙および乙のライセンサーは、明示的または黙示的を問わず、商業性や特定の目的への適合性または取引上もしくはその過程における慣行や使用の結果生じる保証を含むその他の一切の保証を行わないものとします。

2) いかなる状況およびいかなる法理論の下でも、それが違法な契約などによるものであっても、乙および乙の供給者、または乙の販売者は、ライセンスを受けている者またはその他の者に対し、いかなる性質の間接的、個別的、付随的、または結果的に生じた損害（営業権の逸失、業務の中断、またはコンピュータの動作停止や異常動作による損害、およびその他のあらゆる商業的な損失または損害を含むが、それに制限されない）に対しても責任を負いません。この責任の制限は、乙があらかじめそのような損害の可能性を知らされていた場合も、またいかなる者によるどのような要求に対しても同様です。

3) 甲が本契約に違反した場合または本契約に基づき支払うべき代金を支払わない場合、乙はライセンスキーの供与を停止することができ、この停止に起因する損害は一切責任を負わないものとします。

4) すべての支払いは原則として返金できません。甲はいつでも DcbProduct を解約することができますが、乙は、最短期間であっても、既に甲の口座に請求した残期間の利用料を返金いたしません。

5) 甲が、本契約またはソフトウェア・プロダクトの使用に関して何らかの請求を行った場合、甲が受領できる金額は、如何なる場合であれ、問題となったソフトウェア・プロダクトについて甲が当該ライセンス期間中に支払ったライセンス使用料を上回らないものとします。

6) 本条の限定保証の内容を満たせなかった場合の乙の責任は、(i) マニュアルに記載されている DcbProduct の機能と実質的に同じ機能を、マニュアルに記載されている方法とは異なる手段で実現する方法を甲に知らせること、または (ii) 上記の補償が実行できない場合、本来ライセンスを停止し、甲が DcbProduct のライセンスに対して支払った本契約の期間分の金額を返金すること、以上のうち乙が任意に選択したものに限られます。乙が本保証を履行する義務を負うのは DcbProduct が持つ問題を、有効な保証期間内に甲が 乙に知らせ、DcbProduct を購入した日付の証明となるものを乙に示し、かつその現象の再現性を確認するためのデータと利用ソフトウェア・プロダクトに関する情報提供に、ご協力頂いた場合に限りさせていただきます。

7) 甲は自己の入力データおよび出力データの正確性の検証を実行する責任を負うものとします。

第6条 自動通信機能

1. DcbProduct には、通常使用する機能の一部として、インターネットを介したさまざまな通信を実行するための対話式のインターネット アプリケーションが含まれています。通信機能の多くは自動で、デフォルトで有効になっています。

2. DcbProduct を使用することによって、DcbProduct の通信機能を承諾したものとみなされます。DcbProduct にログインすると、ユーザ ID を含むユーザ情報が通信機能によって 乙のサーバーに送信されます。この情報によって、乙は、甲の通常のアカунト、DcbProduct、およびその他のパーソナライズ DcbProduct にアクセスすることができるものとします。

3. 乙は、ユーザ ID に一致する個人識別情報を検索し、甲が権利を有する DcbProduct の機能と、関連する情報を提供します。甲は、DcbProduct の使用によって発生する電話またはその他の通信料金を支払う責任を負います。

4. 新しいコンテンツおよび DcbProduct が利用可能になったことをお知らせするために、乙から甲に、最新のコンテンツと同コンテンツへのアクセス方法を説明する電子メールが送信されることがあります。甲は DcbProduct の利用者として、乙 がこのような電子メールを、甲が提供したメール アドレスに送付することに同意するものとします。この電子メールは DcbProduct およびそのサービスを受けるために必要なもので、乙からその他の電子メールを受け取らない設定を行った場合でもこの電子メールは送信されます。この電子メールを受信したくない場合、甲は、本契約書の解約をいつでも行うことができます。

5. 甲は、乙がメールで、甲に対し期限切れに関するリマインド等の各種の情報提供を行うことを同意して頂くものとします。

第7条. 個人情報

1. DcbProduct による個人情報の使用は、乙のプライバシー ポリシー (<http://www.dcb.co.jp/privacy.html>) によって管理されています。乙は、お客様から DcbProduct に関連して提供された個人情報は厳重に管理し、連環データ分析ユーザサポートの基礎資料としての使用の他、データ・ケーキベーカと連環データに関する理論や連環データ分析工学等の研究会やワークショップ等が行う研究や普及活動で使う場合がありますが、その場合でも、匿名として扱い総合的な統計として利用します。

2. 甲は、P.L および P.M のユーザ ID およびライセンスキー(アカウント)の機密を保持する責任を負うものとします。甲のアカウントで発生する活動については、すべて甲の責任であり、アカウントの不正使用があった場合はただちに 乙 に通知することに同意するものとします。乙 は、ユーザ ID およびライセンスキーの不正使用によって発生する損害に対して如何なる責任も負いません。

第8条. テクニカル・サポート

1. 乙は、DcbProduct のインストールまたは使用に関する問題を解決するために、書面、ファックスまたは電子メールを利用して、合理的な範囲で技術サポートを提供します。甲は乙の技術サポートによっても、DcbProduct に含まれる問題またはエラーの全てが解決できないことがあることを承知するものとします。技術サポートに当たっては、乙は、適宜新規リリース版、アップデート版を甲に送り、甲はこれを合理的な範囲で原則として支援するものとします。また、甲は、現象の確認のために、DcbProduct のバージョン情報やデータを準備するなど乙に対し積極的な支援をするものとします。甲が現象の再現性の確認等の支援をしないことを選択した場合、技術サポートは縮小されることがあります。なお、技術サポートは、日本国内でのみ提供されます。

2. 乙は、ベータ版または無償版については、インストールまたは使用に関するお問い合わせに対する対応や支援サービスの義務を負いません。

第9条 調停と管轄区域

本契約に関し疑義が生じた場合、甲と乙は、お互いに協力してこれを解決する最善の努力を払うことに同意する。解決に至らない場合、東京地方裁判所を第1審の専属的直轄裁判所とし、当裁判所に本契約に関する疑義の解決を委ねるものとします。

註：“連環データ分析”、“社会情報天気図”は、データ・ケーキベーカ株式会社、の登録商標または商標です。

付属許諾契約書

1. 利用環境条件

1) 主記憶装置:8.0 GB 以上の RAM を推奨、2) 補助記憶装置:400GB 以上のハードディスク空き容量を推奨、3) ビデオメモリ:128 MB 以上の VRAM を推奨、

4) オペレーティング・システム:Microsoft Windows 7(64bit 版)以上、5) Microsoft Excel 2007(64 ビット版)以上(データの入力に利用)、6) インターネットに接続されていること、7) Java Runtime Environment 6 (JRE 6) 以上 JAVA8 までのいずれかがインストールされていること(※1)

※1 JAVA9 以上へのアップデートは、機能が低下もしくは停止する可能性があります。また、JAVA32 ビットがある場合は、削除をお願いします。オペレーティング・システム:Microsoft Windows 7(64bit 版)以上

2. ソフトウェア・プロダクツの規定

1) プロジェクト・リーダー:P.L 用ライセンスが適用されるソフトウェア・プロダクツ DcbProduct は、商品名:「連環データ分析スタンダード」、代表型番:「DCB-AS2」のユーザーライセンスとします。

2) DcbProduct には、乙が必要と判断したソフトウェア・プロダクツのアップグレード、サポート、最新バージョンに記載されているコンテンツへのアクセス、および会員サービスが含まれます。この手段としては、第 6 条に説明する自動通信機能を使用する場合があります。

3. ライセンス有効期間、料金、および利用可能な PC の台数

1) 基本となる P.L 用のライセンスの有効期間は 365 日間とし、その通常のライセンス料は、¥180,000 円(税抜 18 万円/365 日人)とします。利用可能な PC の台数は 2 台までとします。

2) オプションとなるプロジェクト・メンバー:P.M 用のライセンスの申込み期間は、P.M 用ライセンス契約時以降で、プロジェクトライセンスの申込みができるのは、P.M のライセンスの有効期間が切れる1ヶ月までとします。

(1) P.M 用のライセンス期間は、P.M が申し込んで、PM 用の PC の MAC アドレスを乙に通知し、立ち上げが確認でき、お支払が確認できてから P.M のライセンスの有効期間までとします。

(2) プロジェクト用 PC の 1 台あたりライセンス料は、該当する各種 DcbProduct の通常価格の 1/3 とし P.M 用の DcbProduct は、P.L 一人当たり最大 10 台までとします。また PM 用 DcbProduct は、各種が選択可能です。

(3) PM 用のお申込みは、メールにて、dcb@dcb.co.jp 宛にお申込み下さい。お見積り書と注文書を御送りします。

4. ライセンスの継続更新

1) 有償版のユーザー・ライセンスの有効期間は、甲が DcbProduct をダウンロードした時点からライセンスの有効期間のカウントが開始されます。ライセンスキーの有効期間(契約時間)が経過した場合、もしくは甲、または乙によって本契約が終了した場合は終了します。

2) 基本契約のライセンスの有効期間が切れる 1 ヶ月前に継続する利用を申し込まれた場合は、継続中の期間に加え 365 日間の御利用できるソフトプロダクツの継続優遇制度で料金は通常料金の 50%の割引が適用されます。ただし、継続優遇制度の申込みができるのは、P.M のライセンスの有効期間が切れる1ヶ月までとし、継続前のライセンスの有効期間内に継続するライセンス料金を支払った場合とします。

3) プロジェクト・メンバー:PM 用ライセンスの契約が既にある場合は、PM 用の契約の継続優遇制度は無く通常契約料金となります。

4) 基本契約のライセンスの有効期間が切れる前に基本契約継続する利用を申し込まれた場合で、新たに PM 用ライセンス契約を申し込まれる場合は、PM 用ライセンスの対価をお支払頂いた時点から基本契約の有効期間全体に渡って、PM 用ライセンスがご利用が可能となります。

5. 技術対応 担当:データ・ケーキベール株式会社、担当部署:オペレーション Gp.、メールアドレス:dcb.support@dcb.co.jp、FAX:042-357-6871、受け付け時間:祝祭日、土、日を除く 9:00~17:30 まで

6. 各条項の変更

本契約および本付属契約書の条項は、弊社の都合で、改変する可能性がありますので、ご了解ください。以上

2019 年 10 月 18 日改定、2020 年 4 月 10 日改定